

(事業者団体・自治体) 御中

環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」の公表について

平素より環境行政の推進につき、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

酸化エチレン（エチレンオキシド）は、有害大気汚染物質の優先取組物質に該当し、大気汚染防止法において、事業者による排出抑制の自主的取組や、国と地方公共団体の連携によるモニタリング等が規定されています。平成 30 年 3 月 23 日に開催された平成 29 年度第 10 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、平成 29 年度化学物質審議会第 5 回安全対策部会及び第 182 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合において、酸化エチレンの吸入経路の発がん性として $9.20 \times 10^{-5} \text{ mg/m}^3$ （実質安全量）という有害性評価値が示されました。この有害性評価値は、有害大気汚染物質の環境目標値とは異なりますが、当該評価値より高い濃度を示す地点が多く確認されています。このような状況を鑑み、当省では、事業者における酸化エチレンの自主管理に関し、令和 4 年 10 月 18 日付け環水大大発第 2210181 号の環境省水・大気環境局長通知により「事業者による酸化エチレンの自主管理促進のための指針」を示したところです。

今般、業界団体からの情報提供により得られた知見を地方公共団体や事業者等に幅広く周知し、酸化エチレンの大気排出抑制に向けた取組を水平展開することを目的として、事業者における自主的な排出抑制対策について「酸化エチレン大気排出抑制に関する取組事例集」（以下「取組事例集」という。）を作成し環境省 HP（https://www.env.go.jp/page_00365.html）に公表しました。

つきましては、貴協会会員へ取組事例集の情報提供について、ご協力をお願いしたいと考えております。各事業者において、取組事例集を参考に引き続き酸化エチレンの排出抑制対策へと取り組んでいただくようお願いします。

環境省 HP：https://www.env.go.jp/page_00365.html

(担当) 環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

原野 本多

TEL 03-3581-3351(内線 6579)

03-5521-8295(ダイヤルイン)

e-mail TOSHINOBU_HARANO@env.go.jp

TAKAAKI_HONDA@env.go.jp